

令和3年6月22日

学生各位
学生団体顧問教員各位

学生担当副学長
太田 圭

本学の課外活動における当面の対応について

緊急事態宣言は、沖縄県を除き6月20日で解除されましたが、首都圏において東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県は引き続き、まん延防止等重点措置の対象地域となっていること等を踏まえ、**今後も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域との往来は自粛**してください。

なお、本学の課外活動について、当面は以下のとおり取り扱うものとします。

また、**茨城県内においては、高等教育機関においてクラスターも発生**している状況から、十分な警戒が必要です。**再度、感染症対策を徹底**（特に室内での活動の際は換気の徹底）の上、活動するようお願いします。

1. 自粛を要請する活動 ※これまでと同じ。

(1) **緊急事態宣言の都道府県及びまん延防止等重点措置の区域での活動**

(2) **上記(1)の地域からの学外者と接する活動**（合同練習、指導者の招へい、練習試合等）

*上記1-(1)における以下の①又は②に該当する活動は可とします。

① 学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加

② 筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請の許可を受けた活動

2. 練習試合や合同練習について

上記1に関わらず、練習試合や合同練習については、茨城県からの要請（R3.6.14付）に基づき、以下のとおりとします。*茨城県から同要請の解除通知があるまで

(1) **緊急事態宣言の都道府県及びまん延防止等重点措置の区域との練習試合等は、自粛**

(2) **練習試合等の実施においては地域の感染状況を踏まえたうえで、慎重に判断**

※練習試合等に参加する学生は、2週間前から毎日の健康観察を徹底。

（参考）5月21日付け副学長通知で要請した、練習試合や合同練習に係る「県外との一律自粛」「自校を含め2校以内」については解除。

*上記2-(2)の「慎重に判断」については、顧問教員が、地域の感染状況及び参加大学等の感染対策を確認の上、実施の可否を慎重に判断していただくようお願いします。

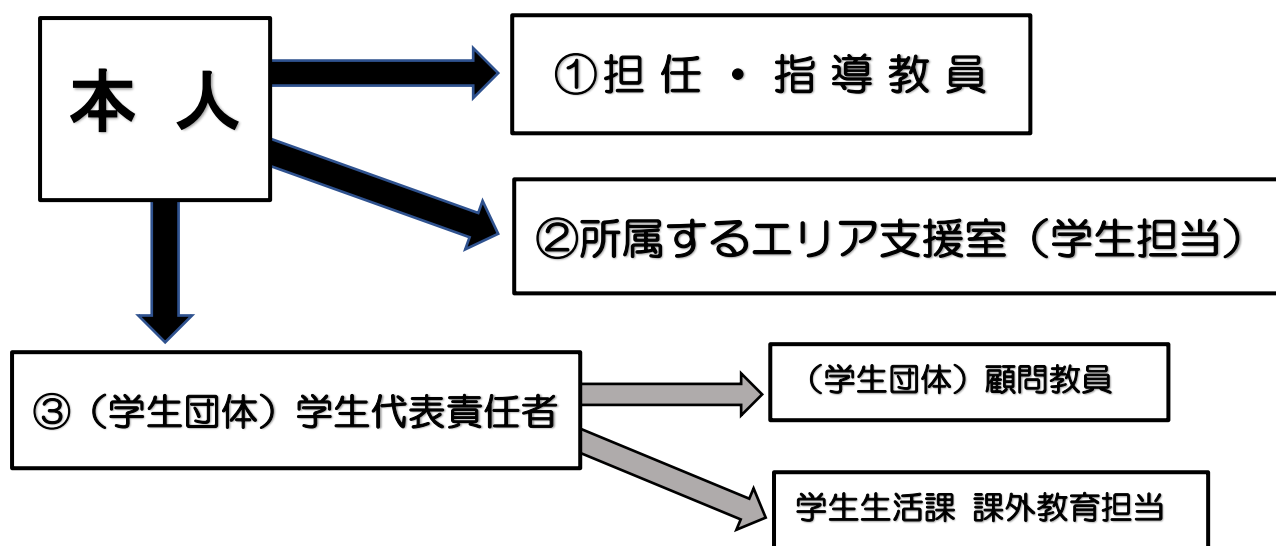
参考

○[「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)、[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

○感染が疑われる場合（以下の項目に一つでも該当した場合）、速やかに大学関係者へ報告（※）して下さい。

- ・発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合
- ・保健所から濃厚接触者に特定された場合
- ・同居者がPCR検査を受検することになった場合
- ・新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した場合

※以下の大学関係者①～③へ必ず報告すること。



参考

○[新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フローの改定について - 筑波大学 \(tsukuba.ac.jp\)](https://www.tsukuba.ac.jp)

県内高等教育機関の長 殿

茨城県知事 大井川 和彦

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた部活動に係る取扱いについて（要請）

このことについて、県では、下記のとおり新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ部活動の自粛などについて要請しているところですが、今般、県内の高等教育機関においてクラスターが発生いたしました。

つきましては、感染リスクを下げるためにも、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、対策を改めて要請いたします。

皆様方におかれましては、趣旨を十分に踏まえ、ご対応をお願いいたします。

記

○練習試合や合同練習についての要請

1 5月17日付け計推第70号

- ・ 県外との練習試合等は自粛
- ・ 県内の感染拡大市町村に指定された地域に所在する学校との練習試合等は、慎重に判断
- ・ 練習試合等を実施する場合は、自校を含め2校以内
※練習試合等に参加する学生は、2週間前から毎日の健康観察を徹底

(参考)

新型コロナウイルス感染症に係る知事臨時記者会見資料（令和3年5月17日発表）

https://www.pref.ibaraki.jp/lsaigai/2019-ncov/210517_rinjikaiken.html

2 6月8日付け計推第92号

- ・ 緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置区域の都道府県等との練習試合等は、自粛
- ・ 練習試合等の実施においては地域の感染状況を踏まえたうえで、慎重に判断
※練習試合等に参加する学生は、2週間前から毎日の健康観察を徹底

(参考1)

5月17日付け計推第70号で要請した、練習試合や合同練習に係る「県外との一律自粛」

「自校を含め2校以内」については、全ての感染拡大市町村が解除される6月17日以降解除
(参考2)

新型コロナウイルス感染症に係る知事臨時記者会見資料（令和3年6月7日発表）

https://www.pref.ibaraki.jp/lsaigai/2019-ncov/210607_rinjikaiken.html